

平成 30 年度 登 園 許 可 書

浅野学園 玉造幼稚園

園長 大木 みわ様

組 氏名 ()

下記の病気で平成 年 月 日から療養中のところ、現在軽快し、他児への感染の恐れはないと思われますので平成 年 月 日から登園してよいことを証明します。

記

| 該当疾患 に ○印 | 疾患名 | 出席停止期間の基準（学校保健法施行令及び施行規則 による）*以下の基準に基づき主治医が記入する。 |
|--------------|-------------|---|
| | インフルエンザ | 発熱後 5 日を経過し、解熱後 3 日間を経過するまで。 |
| | 百日咳 | 特有な咳が消失するまで。又は 5 日間の適正な抗生剤により治癒が終了するまで。 |
| | 麻疹 | 解熱後 3 日を経過するまで。 |
| | 流行性耳下腺炎 | 耳下腺の腫れから 5 日を経過し、全身状態が良くなるまで。 |
| | 風疹 | 発疹が消失するまで。 |
| | 水痘 | すべての発疹が痂皮化するまで。 |
| | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。 |
| | 腸管出血性大腸菌感染症 | 医師によって伝染の恐れがないとみとめられるまで。 |
| | 流行性角結膜炎 | 医師によって伝染の恐れがないとみとめられるまで。 |
| | 急性出血性結膜炎 | 医師によって伝染の恐れがないとみとめられるまで。 |
| | A 群溶連菌感染症 | 抗生剤内服開始後 1 日以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで。 |
| | 感染性胃腸炎 | 発熱及び嘔吐・下痢症状が軽快するまで。 |
| | マイコプラズマ感染症 | 解熱し、咳が軽快するまで。 |
| | 伝染性紅斑 | 発疹期には感染力がないため、全身状態の良い者は可。 |
| | ヘルパンギーナ | 発熱期は休ませる。 |
| | 手足口病 | 発熱期は休ませ、全身状態の安定した者は登園可能。 |
| | 突発性発疹 | 発熱期は休ませる。 |
| | 伝染性膿痂疹 | 患部を覆えれば登園可能。覆えない場合は、痂皮が脱落するまで。 |
| | その他の伝染病 | () |

★ : 生活での注意事項 ()

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名